

情報信託と渉外上の問題についての緒論

成蹊大学法学部教授 羽 賀 由利子

目 次

はじめに

1. 「情報信託」とは

- (1) 「情報信託」の仕組みと担い手
- (2) 伝統的な信託概念との照合

2. 財産としての情報とその所有

- (1) 情報は「財産」たり得るか

- (2) 情報の「帰属」：プライバシーとデータポータビリティの権利から

3. 渉外上の問題について

- (1) 信託に関する準拠法
 - (2) 個人に関する「情報」の準拠法
- 結びにかえて

はじめに

高度情報社会である現代では、情報は経済財として重要な地位を占める⁽¹⁾。IT技術やAI技術の開発・発展に伴い、今日では、膨大な量・多種多様な種類のデータ（いわゆる「ビッグデータ」）を瞬時に収集し、分析し、共有することが可能となった。これを背景として、公共機関や企業などの様々な組織が、社会変革や事業展開へのビッグデータの利活用を企図するようになってきている。本稿は、公的な領域におけるビッグデータの利活用は措くとして、データ市場における個人に関する情報やデータ（本稿では、その総称として「パーソナル・データ」の語を用いる）の利活用について検討したい。

個人に関する種々のデータの収集・分析を通して、企業は個々の顧客のニーズに合致するオファーの提示やより精緻な需要の予測の

実現による企業活動の効率化を期待する。顧客や消費者となる個人にとっても、自身の需要に合致するように個別にカスタマイズされた商品・サービスの提示といった利便性の向上が期待できる。

しかし、このような様々なパーソナル・データの収集は同時に、個人の生活や趣味嗜好が丸裸にされるというプライバシー上の懸念や、自身に関する情報の流出・漏洩あるいは悪用の不安、個人に関する情報の利活用の態様に対する不審など、様々な点についての憂慮を惹起することにもなる。

このように、個人にかかる情報の利活用に際しては、情報の主体となる個人（本稿ではこれを「情報主体」と称する）の尊重とよりよい社会を目指したデータ利活用の実現との間のバランスが重要となる。

個人を尊重したデータ利活用の重要性はつとに認識されているものの、今日の社会で利活用の対象となるデータを情報主体個人が自

ら管理することは事実上難しい。そこで、この管理を他者に任せようという制度が考案されている。これが情報信託である。今日のデータ市場における取引は、生来的に越境性を有する。そこで本稿は、情報信託について渉外的な問題が生じ得るか、生じるとすればどのような問題があり得るかについて、状況の整理を試みるものである。

1. 「情報信託」とは

(1) 「情報信託」の仕組みと担い手

分析の前提として、まず、情報信託の仕組みを確認する。

後述のプライバシーやデータポータビリティといった権利に代表されるように、個々人の情報に対する権利意識の高まりを背景として、パーソナル・データの利活用之际には、情報主体たる個人による関与の確保が要請される。

データ利活用の目的で収集されるパーソナル・データの範囲はきわめて広範である。氏名や住所、生年月日や顔写真といった個人を特定できるものに加え⁽²⁾、個人特定には至らないが個人の生活・活動履歴を把握できるもの（いわゆるライフログ）も含まれる⁽³⁾。2010年に公表された総務省の「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」第二次提言によれば、ライフログとは「蓄積された個人の生活の履歴」であり、ここには「ウェブサイトの閲覧履歴、電子商取引サイトにおける購買・決済履歴、携帯端末のGPSにより把握された位置情報、携帯端末や自動車に搭載されたセンサー機器により把握された情報、デジタルカメラで撮影された写真、ブログに書き込まれた日記、SNSサイトに書き込まれた交友関係の記録、非接触型ICを内蔵した乗車券による乗車履歴等から抽出された情報」が含まれる。この概念は、すなわち、「およそ考え得る蓄積された個人に関する情報の全て」を含むきわめて広

いものなのである。

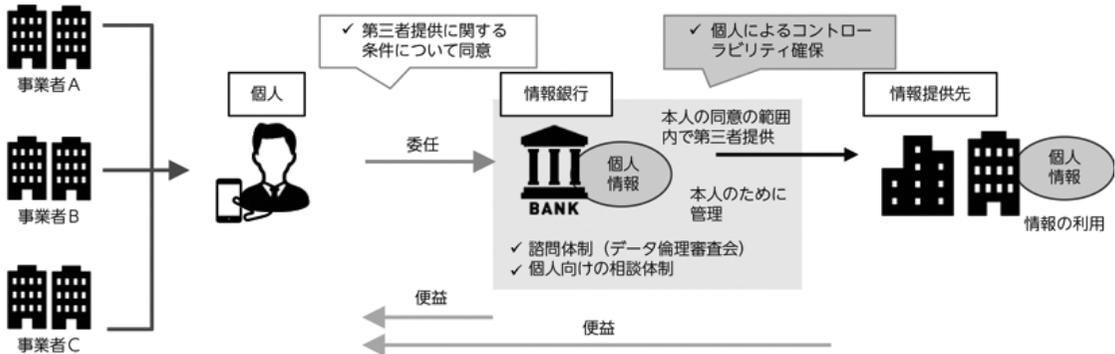
対象となるパーソナル・データがかようにも膨大かつ多様であるならば、個人が自身にかかる情報のすべてを把握し管理することは、きわめて困難か、あるいは事実上不可能となってしまう。そこで、パーソナル・データの持ち主である情報主体本人に代わって情報を集約・管理・（第三者への）提供など、本人のニーズに従ったパーソナル・データの利活用を信頼できる誰かに任せればよいのではないか。このような考えが情報信託の基礎にはある。

このパーソナル・データの管理等を行う者として期待されるのが、いわゆる「情報銀行」である。総務省及び経済産業省の「情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会」による「情報信託機能の認定に係る指針 ver2.0」（2019年10月）（以下「指針 ver2.0」）によれば⁽⁴⁾、情報銀行は「個人からの委任を受けて、当該個人に関する個人情報を含むデータを管理するとともに、当該データを第三者（データを利活用する事業者）に提供」し、これを通して「個人は直接的又は間接的な便益を受け取る」機能を有する。そして、この指針 ver2.0においても、通奏低音として「実効的な本人関与（コントロールビリティ）」の重要性が指摘されており、情報銀行は本人の「同意」のある範囲のパーソナル・データについてのみ、第三者への提供を委任される（図1）。

誰が情報銀行たり得るかについては、一定の要件を充足した者に対して、認定団体による認定の付与がなされることになっており、認定団体たる日本IT団体連盟による認定事業がすでに開始されている⁽⁵⁾。

情報銀行の構想は、Society5.0の実現に向けたパーソナル・データの利活用の促進の一環として、官民共同で練られてきた。例えば、内閣官房IT総合戦略室のデータ流通環境整備検討会に属する「AI、IoT時代におけるデータ活用ワーキンググループ」による「中間

図1 令和2年情報通信白書(総務省、2020)391頁より



とりまとめ」(2017年2月)において、パーソナル・データの円滑な流通及び活用のための具体的提言の一環としてその社会実装に向けての推進が謳われているし、同年の総務省「IoT/ビッグデータ時代に向けた新たな情報通信政策の在り方(第4次中間答申)」でも、任意の認定制度や実証実験を通じたルールの在り方の検証を加速化する必要性が指摘されている。これらの議論を踏まえて示されたのが、上述の「情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会」による指針ver2.0である(なお、前身の指針ver1.0は2018年6月に取りまとめられている)。

パーソナル・データの利活用は、すでに述べた通り、プライバシーや個人情報保護といった利益との衝突も考えられる。上に示した検討会やワーキンググループにおいてもこの点は強く意識され、そのバランスを確保する重要性が繰り返し指摘されている。

(2) 伝統的な信託概念との照合

報道などでもよく見られることもあって、「情報銀行」という表現は市民権を得てきている。情報銀行は、金銭の代わりにパーソナル・データを預かり、利子の代わりにデータの利用料を情報主体に還元する。指針ver2.0にみられるように、総務省及び経済産業省はこれを「情報信託機能」と呼ぶ。

信託は、委託者が自身の財産を受託者に移

転し、受託者は当該財産を委託者から示される目的(信託目的)に従って管理し、得られた利益を受益者に交付するのが基本形である⁽⁶⁾。これを情報信託に当てはめるならば、パーソナル・データの持ち主たる情報主体が委託者として、パーソナル・データを受託者たる情報銀行に移転し、情報銀行は情報主体の指示に基づいて当該データを管理・運用し、金銭やポイントの形で利益を還元する、ということになる。利益を還元されるときの情報主体は受益者と位置づけられよう。

まず、情報信託における委託者たる情報主体の「目的」と、いわゆる信託目的との適合性を考えてみたい。

信託目的には信託財産をいかに管理・運用するかや受託者へ還元される利益がいかなるものかといった内容が含まれ、受託者の権限の範囲と行動基準を示すものである⁽⁷⁾。受託者は、この目的を信託の基本とし、これに従って活動する義務を負うことになる⁽⁸⁾。

パーソナル・データの利活用については、上述の通り、情報主体の「関与(コントロールビリティ)」が重視され、指針ver2.0では、「本人が同意した一定の範囲」での運用が謳われている⁽⁹⁾。より具体的には、パーソナル・データの提供先や利用目的、提供データの項目などによる範囲指定、あるいは包括的な指定等が想定されており⁽¹⁰⁾、これは、情報主体が自身のデータの第三者提供について判断

するために必要な情報提供の保障を背景としている。

情報信託においては、情報主体によるこの「関与」を、伝統的な信託における委託者の示す信託目的と重ねて理解されているものととらえられる。指針 ver2.0は、情報主体と情報銀行との間の関係を委任ととらえた上で、「より個人のコントロールビリティを確保した、消費者個人を起点としたサービスの実現に資するものとするため、個人への便益や委任の内容などの具体的合意条件」⁽¹¹⁾を明確にした契約の締結を要請する。これにより、受託者たる情報銀行はその活動について、情報主体本人から示された「同意」に拘束される。すなわち、受託者が引き受けた信託の対象となる財産の管理・運用の方針がこの同意に示されているのである。

このような委託者、受託者、受益者の3つの主体により構成される関係性（情報信託においては、多くの場合、委託者が受益者でもある二者関係となると思われる）、及び受託者たる情報銀行の行動を基礎づける委託者によって示される目的、という共通項から、情報銀行に「信託機能」が読み込まれていると解される。

次に、信託の対象となる財産について検討してみたい。信託の対象となる財産は、移転の可能な金銭に見積もり得る積極財産であり、金銭、不動産、有価証券、知的財産権（特許を受ける権利も含まれる）等がその例となる⁽¹²⁾。信託においては、委託者のかような財産が受託者へ移転され、受託者は当該財産を信託目的に沿って（すなわち受益者のために）管理・処分する。つまり、委託者に帰属しない財産はそもそも信託財産となり得ないことになる。

ここで二つの疑問が生じる。第一に、根本的な問題として、パーソナル・データは「財産」なのか。そもそも財産でなければ、信託の対象とはなり得ない。第二に、パーソナル・データは情報主体に帰属するのか。パーソナ

ル・データは情報主体に関する情報であるが、その作成者が常に情報主体本人であるとは限らない。例えば、顔写真は個人情報であるが、その撮影は情報主体とは別の者である可能性は十分にあるし、情報主体に関する医療情報を記載したカルテは、診察した医師によって書かれている。にもかかわらず、パーソナル・データが情報主体の「所有」にあると言えるのか。これらの点について、章を改めて論じたい。

2. 財産としての情報とその所有

(1) 情報は「財産」たり得るか

情報あるいはデータは、「財産」なのか。仮にこれらが財産たり得ないならば、情報は信託の対象とはならず、情報信託それ自体が成立しないように思われる。

古典的には、もちろん、財産として最初に想定されていたのは、土地や建物、あるいは持ち物等、有体物であったと言ってよからう。我が国民法もまた、端的に物を有体物と定め（85条）、所有権等の物権の対象となるのは有体物であることを原則としている。

しかし、ことさらに無体財産（immaterial property; propriété incorporelle）という語を例として引くに及ばず、無体物であっても財産的価値を有する情報の重要性が現代では認識され、その法的な位置づけが論じられている⁽¹³⁾。情報を保護対象とする知的財産権に代表されるように、すでに権利として概念されるものもあれば⁽¹⁴⁾、営業秘密や信用のように、権利とまではいかずとも、その価値ゆえに法的保護の対象として認められるものもある⁽¹⁵⁾。これらの無体の情報が所有権のような物権の客体として認められるかは、この問題は民法上のきわめて根本的かつ複雑な論点を含むものであり⁽¹⁶⁾、本稿ではその仔細に立ち入ることはせず、あくまで信託の対象の「財産」たるか、という点のみに焦点を当てる。

わが国の信託法の定めによれば、信託の対象となる財産は、金銭的価値に見積もることができる積極財産であり、委託者の財産から分離可能なものである⁽¹⁷⁾。このような性質のものであれば、具体的な名称を有するほどに成熟した権利である必要はない⁽¹⁸⁾。この理解に立脚すれば、ある情報について、金銭的価値と、他の財産からの分離可能性が認められれば、情報は信託の対象たる財産ととらえられることになる。

まず、金銭的価値について、現代において情報にそれが認められていることは感覚的にも肯定しやすい。実際に現代社会において、GoogleのEメールサービスであるGmailや、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)大手のFacebook等の例を挙げるまでもなく、我々はサービスへの対価として自分の情報を提供することで、様々に便利な機能を利用している。他にも、例えば法律実務でもよく用いられる判例情報サービスや学界で不可欠な論文検索システムといったように、一定のテーマに基づいて情報を取捨選択し、分類・整理し、検索できる機能が備えられたデータベースも、金銭的価値のある情報たる例として指摘される⁽¹⁹⁾。

なお、信託財産を金銭的価値に見積もることのできる積極財産に限定する必要がない、とする向きもある⁽²⁰⁾。ここから、金銭的価値に見積もり可能であるかという要件を緩和し、「受益者に対する何らかの効用を実現し得る」⁽²¹⁾ものであれば十分である、との見解も示されている。ひとつひとつの情報は断片的であっても、それが多様かつ大量に集積されれば、ビッグデータの分析に有用であり⁽²²⁾、この分析を通して社会のよりよい変革が目指される。その意味において、データの利活用の促進とこの理解とは親和的と言えるかも知れない。

いずれにせよ、情報が信託の対象としての財産になるという理解は、もちろんさらなる精緻化は必要ではあるけれども、現在では受

容され得ると思われる⁽²³⁾。

(2) 情報の「帰属」：プライバシーとデータポータビリティの権利から

情報が信託の対象となる財産に該当するとして、情報信託で対象とされるパーソナル・データは誰に属するのか。仮にパーソナル・データが情報主体の手による情報であるならば、例えば著作権のように、「作成」という関係性から帰属を概念することもできるかも知れない。しかし、上述の通り、パーソナル・データとは情報主体に関する様々な情報であって、その作成者は必ずしも情報主体その人自身ではない。

「情報主体に関する情報」からは、プライバシーの権利が想起される。プライバシーの権利は、リーディングケースである東京地判昭和39年9月28日(判時385号12頁)〔「宴のあと」事件〕によって「私生活をみだりに公開されないという法的保障ないし権利」として示されたのが、我が国においては初出である。すでによく知られている通り、これは19世紀末のWarren及びBrandeisによる著名な論文により提唱された「ほうっておいてもらう権利(right to be let alone)」に影響を受けたものである⁽²⁴⁾。このようなプライバシーの侵害行為として「私生活(私的生活領域)への侵入」⁽²⁵⁾と「私事の公表」⁽²⁶⁾が挙げられる。パーソナル・データは、この2つと整合させるのであれば、後者の「私事」に近いものと言えようか⁽²⁷⁾。

そして、この概念の本場であるアメリカでは、1960年代後半、プライバシーは「自分自身の情報をコントロールする権利(right to control one's own information)」⁽²⁸⁾と位置づけられるようになった。ここで示されたいわゆる「自己情報コントロール権」は、わが国でもより現代的なプライバシーの内容として言及される例も見られる⁽²⁹⁾。これらの裁判例においては、プライバシーをそれまでの「私生活をみだりに公開されない」権利ではなく、

「自己に関連する情報の伝播を一定限度にコントロール」（傍点は筆者による）する権利と表現される。最高裁レベルでも、いわゆる住基ネット事件判決（最判平成20年3月6日（民集62巻3号665頁））において、「個人に関する情報」という、やや拡大された印象の表現が用いられた例もある⁽³⁰⁾。現状、プライバシーを自己情報コントロール権と把握するのがわが国裁判所の統一的な理解となっているとは言えないが⁽³¹⁾、時代が下るにつれ、対象とされる情報の範囲が広く意識されている点は興味深い。また、仮に伝統的な（誤解を恐れずに言えば「狭い」）概念に立つにしても、例えばある人の私生活が盗撮されたとして、問題となる写真の作成者は盗撮者であるが（その意味で、当該写真についての著作権等は撮影者に認められる可能性はあるかも知れない）、プライバシーの文脈において法的な保護の対象となるのは被写体となった人となる。ここに看取される通り、いずれにせよプライバシーについて権利を有するのは、問題となる情報の作成者ではなく、当該情報の対象である者（情報主体）なのである。

プライバシーは世界的にも基本権として価値が認められ、20世紀半ばからは国際的な準則でそれが確認されている。例えば、1948年の世界人権宣言12条は他者からの攻撃や干渉から保護される対象の一つとして「私事」を挙げ、1950年の欧州人権条約8条1項はすべての人に「私生活」を尊重される権利を認める。

その後、通信技術の発展とデータ流通の活発化に伴い、プライバシー保護と情報の利活用とのバランスが考慮されるようになった。1980年の経済協力開発機構（OECD）による「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドライン」（「OECD プライバシー原則」）は、パーソナル・データを「個人に関するすべての情報」（1条b項）と定義した上で、情報主体たる個人がデータの収集その他に対して関与する権利を有すること

を明確に認める（13条）。これは、個人の尊重という価値を保障するため、パーソナル・データに対する情報主体のコントロールを重視したものである。なお、OECD プライバシー原則はわが国の個人情報保護法にも大きく影響を与えたものである。

このように、ある人に関する情報に対しての権利は、私的領域の尊重というプライバシーの概念に端を発し、個人の尊厳という観点から基本権とみなされた。その上で、データの流通との関連では他者からの干渉を拒絶するだけでなく、より広く、自身に関する情報をコントロールする権限として認められるようになった。この意味で、パーソナル・データは情報主体である個人の統制のもとにある、すなわち、ある意味で「所有」されるものと理解されるようになったと考えられる。

ここからさらに発展的な、いわゆるデータポータビリティ権が提唱される。この権利は、最も著名なところでは欧州一般データ保護規則（General Data Protection Regulation; GDPR）20条に現れ、パーソナル・データを管理者から一定のフォーマットで受領して他の管理者に移転する、あるいはそれを異なる管理者間で直接移転させるものである。これは、パーソナル・データに対する情報主体のコントロールの補強と位置づけられる⁽³²⁾。情報主体へのデータの還元を保障することで、情報主体は、これまでは様々に分散していた自身のデータを集約・統合して自ら管理する、あるいは自身の選択による者にデータの利活用を委ねることができるようになる。本稿が対象とする情報信託は、このデータポータビリティ権を前提とする。すなわち、情報銀行はパーソナル・データの管理を委ねられた者として、情報主体からの委託を得て、個人に「帰属」するパーソナル・データを情報主体の意図に従って管理・運用するのである。

以上から考えると、確かに情報銀行は、情報という財産を対象として、信託に近似する

形態をとる。しかし、本章で見たように、情報の「帰属」が人格権であるプライバシーの権利及びそこから発展した権利から概念されるのであれば、一般的な信託のように、信託対象の財産たる情報を完全に移転することは難しいように思われる。そもそも、個人情報保護が個人の尊重から発展してきた点に鑑みれば、人格権の対象となるパーソナル・データの取扱いを無制限に他者に委ねられると考えるのは困難ではなかろうか。その意味では、情報銀行の業務は純粋な信託というよりも情報の信託的運用と位置づけられるのかも知れない。

とはいえ、人格にかかる権利に基づいて、情報主体が情報銀行等に対してデータの運用の差止めや削除を求めることを無制限に認めれば、データの利活用は大きく妨げられることになろう。それゆえ、情報信託制度の運用では、事前に情報主体の同意が明確に取得されることが不可欠である⁽³³⁾。この同意は、まさに情報信託における「信託目的」を形成することになろう。

3. 涉外上の問題について

(1) 信託に関する準拠法

すでに述べた通り、情報あるいはデータの取引は世界的な潮流であり、情報信託もその例外ではない。そうであるならば、例えば日本に居住する情報主体が外国の企業に（あるいは反対に外国所在の者が日本の情報銀行に）自身のデータを委ねたり、情報信託の目的が外国におけるパーソナル・データの取り扱いについてであったり、何らかの形で涉外性を帯びることは想像に難くない。そこで本章では、信託についての国際私法上の問題を整理した上で、情報信託を信託ととらえた場合の涉外的理論への当てはめについて、若干の検討を試みる。

信託が国際的要素を帯びる場合にいずれの国の法で規律されるかについて、わが国の国

際私法規則である法の適用に関する通則法（「法適用通則法」）は明文規定を有さない。同法の起草段階では信託準拠法についての規定の新設も検討されたものの、議論の蓄積が不十分であることや信託法の改正スケジュールとの兼ね合い、また他国でも立法例が少ないこと等を理由に、時期尚早として見送られた経緯がある⁽³⁴⁾。

そこで、現状、涉外要素を有する信託の準拠法については解釈に委ねられることになる。ここで問題となるのが、単位法律関係として「信託」を概念する必要性である。仮に国際私法上の「信託」概念が設定されるのであれば、その範囲及び準拠法決定基準が明らかにされなければならない。これに対して、独自の単位法律関係を設定する必要はなく、涉外的な信託をめぐる諸々の法的問題を既存の単位法律関係に包摂させるとする方策もあり得る⁽³⁵⁾。信託は、その複雑さから国際私法上でも様々に論点が存在するが、その詳細は他の先行研究に委ねるとして⁽³⁶⁾、ここではあくまで次節で取り扱う情報信託の形態を念頭に置きつつ、どのような問題が生じ、それをどのように処理するかという点を概観するのみにとどめたい。

まず問題となり得るのは信託の設定である。信託は信託行為によって設定されるが⁽³⁷⁾、これにより信託が有効に成立したか否かや⁽³⁸⁾、信託行為自体の意思表示自体の有効性が問題となり得る。

これらの問題については、「信託」という独立の単位法律関係を概念するか否かは措くとして、信託の当事者が指定した法があればその法により規律されることになる⁽³⁹⁾。これは、信託が信託行為という法律行為によって設定されることから、法適用通則法7条より導かれる⁽⁴⁰⁾。当事者による選択がない場合には、8条により最密接関係地法が適用されることになる。ここで導かれる法を、他の文献に倣い、以下では「信託準拠法」と称する。

法適用通則法7条の当事者自治原則から導

かれる準拠法は、法律行為の成立および効力を規律する。信託準拠法も同様に、信託の成立要件と、成立した信託の当事者に生じる権利義務の内容を定めることになる。したがって、信託設定に必要とされる意思や、明示の意思表示が存在しない場合の信託の成立如何といった問題は信託準拠法による⁽⁴¹⁾。また、信託に関係する当事者の権利義務としてはとりわけ受託者の義務が中心的な問題となるが、これも信託準拠法による⁽⁴²⁾。加えて、信託の関係人となり得る要件も信託準拠法によって規律される⁽⁴³⁾。

このように、信託の内部の問題、すなわち信託関係人の権利義務関係は信託準拠法によればよい。より困難な問題を引き起こすのは、この信託準拠法と他の準拠法との適用関係を考慮しなければならないときである。

信託関係人以外の第三者が信託と関係するいわゆる外部関係においては、物権や相続、夫婦財産制といった他の準拠法との適用関係が問題となる⁽⁴⁴⁾。ここではとりわけ、信託の対象となる財産の準拠法に着目する。

信託準拠法と信託財産の準拠法との適用関係については、学説上議論が見られるところである⁽⁴⁵⁾。信託財産自体の準拠法が問題となるのは、典型的には、いかなる財産が信託の対象となり得るか、受託者に帰属しつつもその固有財産とは区別されるという信託財産の性質（信託財産の独立性）、信託財産であることの第三者に対する対抗要件、といった点である。

ある財産が信託対象となり得るかについては、信託制度との密接な関係性に鑑み信託準拠法によるが、当該財産が譲渡・移転可能であるかについては財産自体の性質の問題として、財産自体の準拠法によることになる⁽⁴⁶⁾。

信託財産の独立性については、信託準拠法によるべきとする説と財産自体の準拠法によるべきとする説が対立する。前者の見解は、この独立性は信託制度の重要な要素であることを重視する⁽⁴⁷⁾。これに対して、後者は信

託財産と関係を有する第三者の保護の観点から、予測可能性や取引の安全の確保を強調する⁽⁴⁸⁾。この第三者保護の文脈からは、対抗要件については、おおむね信託財産の準拠法が規律するという理解にいたる⁽⁴⁹⁾。

紙幅の限りから雑駁な紹介とならざるを得ないものの、以上のように、渉外的な信託については信託準拠法のみが適用されれば足るものではない。適用関係についていずれの見解が妥当であるかの検討は先行研究に委ねるとして、本稿は、情報信託における信託財産であるパーソナル・データの準拠法とはどのように定まるのか、という点を考えてみたい。

(2) 個人に関する「情報」の準拠法

渉外要素を有する信託では、信託の当事者が選択する信託準拠法のみならず、(いずれの説に立つにせよ)ある程度は信託財産の準拠法を考慮する必要がある。

信託の対象となる財産は、従来、典型的には土地家屋などの不動産や、預貯金や宝飾品、芸術工芸品等の価値ある貨財であった。これに対して、すでに述べた通り、情報信託で対象とされる財産はパーソナル・データである。パーソナル・データの利活用の一形態である情報信託に伴って問題が生じる場合として、上述の信託財産準拠法の適用範囲を単純に当てはめるならば、例えば、パーソナル・データの譲渡・移転可能性が問題となり得る⁽⁵⁰⁾。このような問題が生じ、パーソナル・データの準拠法を決しなければならない場合を仮定して、どのように準拠法を決定すべきかについて、少々言及したい。

すでに述べた通り、パーソナル・データの利活用は、プライバシー及び個人情報の保護と表裏一体の関係にある。そして、プライバシーの尊重や個人情報保護は、平穏な生活の保障や人間の尊厳といった基本的な価値に結び付けられている。この点に鑑みるならば、パーソナル・データもまた情報主体という「人」に密接に関わるものとして、人格に関

する権利と接近するように思われる。

我が国の国際私法規則である法適用通則法には人格権それ自体についての明文規定は存在しないが、通説によれば、人格権の存否や効力はその人の属人法である本国法によるとされる⁽⁵¹⁾。これと平行に考えるならば、パーソナル・データの準拠法は、情報主体の属人法たる本国法ということになる。

これに対して、パーソナル・データ自体について、単独でその成否や内容を概念する必要性は低いのではないかと、いう指摘も考えられる⁽⁵²⁾。パーソナル・データに関する権利がとりわけ意識されるのは、その利活用をなすときや、利活用に伴って何らかの問題が生じるときである⁽⁵³⁾。そうであるならば、たとえパーソナル・データが人格権的な性質を有しているとしても、むしろその利用行為に引き付けた連結を考慮する余地もあるのではないかと。

このように構成する場合、パーソナル・データの無体性・遍在性を参酌すれば、知的財産権、とりわけ著作権をめぐる議論が参考になるように思われる。著作権の準拠法としてしばしば言及される保護国法は、その内容は利用行為ないし侵害行為地と理解され⁽⁵⁴⁾、(先決問題的に現れる場合も含め)著作権の属性・効力の問題を規律する⁽⁵⁵⁾。この連結方法は、問題となる著作物が利用される地の関連規定を確認すれば足りるため、とりわけ利用者にとって省コストなアプローチであり、取引的な視点からは歓迎される。

もちろん、この「保護国」なる概念は著作権に関する国際条約から導かれたものである上、その概念自体についての議論も決着を見ていないところであり、これをただちにパーソナル・データの文脈で用いることはできない。加えて、著作権に関する議論は経済的側面である著作財産権を中心に置くものである点にも、留意が必要である⁽⁵⁶⁾。パーソナル・データは、もちろんその経済的重要性から利活用が論じられているところであるが、情報

主体その人自身に深く関わる情報という点で、人格権(あるいは基本権)的な考慮もまた不可避である。

技術的には、ビッグデータはより多くより広い範囲のデータが集まれば集まるほど、分析の精度があがり、新たな知見が見いだされる可能性が高まる。社会がこの利益を享受するためには、データの利活用を促進する必要がある。とはいえ、これまでに構築されてきたプライバシーを始めとする人の情報にかかる権利の尊重も見落とされてはならない。つまるところ、この二つの価値の比較衡量が必要になる。

データ市場の隆盛により、情報信託に限らず、パーソナル・データが契約等の対象として取引の対象となることは今後増加するであろう現代において、それ自体の準拠法を概念することには一定の意義があるように思われる。パーソナル・データの性質や利活用の態様、技術的手当て等をより詳細に検討した上で、国際私法レベルでのこの二つの価値のバランスを考慮した連結政策を考察しなければならない。今後の課題としたい。

結びにかえて

本稿は、当今歩み始めた情報信託について、制度の仕組みと法的な位置づけ、そして渉外的にこれが行われるときに生じ得る問題を取り扱った。

一言でパーソナル・データの利活用といっても、その内容は様々である。データ自体のセンシティブティにも濃淡があるし、利活用の態様もきわめて多様である。また、例えばきわめて個人的なデータであっても、匿名化等の技術的手段に頼ることで、その後の利活用における問題が解決され得る場合もあろう。かような多面性を本稿はなおざりにし、単に「情報」と「信託」をキーワードとして、仮定を重ねて抽象的な着想を示すにとどまってしまったことは、慙愧の念に堪えないとこ

ろである。そもそも情報信託自体が動き出したばかりの新たな制度であり、実際の運用例等の分析を通して、より詳細な検討が可能になると思われる。今後も継続的に取り組んでいきたい。

ところで、プライバシーに関して、ある人の人格に関する利益としての性質のみならず、相手との「信頼関係」が意識されてきている⁽⁵⁷⁾。このようにプライバシーを他者との関係としてとらえるならば、人格権、とりわけ自己情報コントロール権として、情報主体その人自身のみには繫縛する必要はないのかも知れない。

「信頼 (trust)」が情報の共有をより推進するとの指摘もある⁽⁵⁸⁾。情報信託はパーソナル・データ運用の仕組みの一形態の名称に過ぎないものであるが、情報の「自律」という現在のプライバシー概念の再考する契機にもなる、ある意味で本質を衝くものともいえる。

【注】

- (1) データが「21世紀の石油」とも呼ばれることはよく知られている。例えば、平成30年版情報通信白書(総務省、2018) 3頁。
- (2) 個人情報保護法2条は、加えて、公刊物等による公表、情報の形態や暗号化による秘匿の如何を問わず、「個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報」を含むとする。個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」3頁(https://www.ppc.go.jp/files/pdf/210101_guidelines01.pdf [2021年6月9日最終確認])。
- (3) ライフログについては、石井夏生利「ライフログをめぐる法的諸問題の検討」情報ネットワークローレビュー 9巻1号(2010) 1頁以下、新保史生「ライフログの定義と法的責任：個人の行動履歴を営利目的で利用することの妥当性」情報管理53巻6号(2010) 295頁以下を参照。

- (4) 同検討会の資料は総務省ウェブサイトで公開されている(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/information_trust_function/index.html [2021年6月10日最終確認])。また、ここで指摘した「指針 ver2.0」はhttps://www.soumu.go.jp/main_content/000648734.pdf [2021年6月10日最終確認] で閲覧できる。
- (5) 同団体は、「開始されている「情報銀行」サービスのPDCAによるマネジメント実施状態に対する認定」(通常認定)と「「情報銀行」サービスが開始可能な状態である運営計画に対する認定」(P認定)の2種類の認定を有しており、2020年に4社がP認定、1社が通常認定を付与されている。認定の詳細について、佐藤有紀=砂田有史「情報銀行制度とその利用について」情報の科学と技術70巻11号(2020) 546頁以下。
- (6) 道垣内弘人『信託法入門』(日経文庫、2007) 15-16頁。なお、わが国での導入期には「信託」の語は「預かる」のニュアンスが強く、当初から「預金類似の機能を有し」ていたとの指摘は興味深い(同19-23頁)。
- (7) 神田秀樹=折原誠『信託法講義(第2版)』(弘文堂、2019) 2頁。
- (8) 神田=折原・前掲注(7) 42頁。
- (9) この指針に先立つ官民データ活用推進基本法(2016年公布)においても、データ利活用にあたって情報主体の「個人の関与」は強く意識されている。同法12条は「国は、個人に関する官民データの円滑な流通を促進するため、事業者の競争上の地位その他正当な利益の保護に配慮しつつ、多様な主体が個人に関する官民データを当該個人の関与の下で適正に活用することができるようにするための基盤の整備その他の必要な措置を講ずるものとする」と定める。
- (10) 佐藤=砂田・前掲注(5) 547頁。日本

IT 団体連盟「情報銀行認定申請ガイドブック ver2.0」50頁は、情報主体のために用意されるべき提供先・利用目的・データ範囲の選択肢の設定例として、「[「上場企業／その他含む」「観光目的／公共目的」]のように数の少ない分類方法から、より個別具体的で数の多い分類方法までが考えられる」と示している。

- (11) 指針 ver2.0 (前掲注 (4)) 10頁。
- (12) 道垣内弘人『信託法』(有斐閣、2017) 34頁。
- (13) 鎌田薫「財：総論」ジュリスト1126号 (1998) 81頁、野村豊弘「情報：総論」ジュリスト1126号 (1998) 176頁、松本恒雄「情報の保護」ジュリスト1126号 (1998) 193-197頁。
- (14) ただし、知的財産権は「情報」に対する権利ではあるが、「人の行動を規制する権利」であると位置づけられるとの指摘として、田村善之『知的財産法 (第5版)』(有斐閣、2010) 8頁。より詳細には同「未保護の知的創作物という発想の陥穽について」著作権研究36号 (2010) 2頁以下、同「[「知的財産」はいかなる意味において「財産」か：「知的創作物」]という発想の陥穽」吉田克己=片山直也 (編)『財の多様化と民法学』(商事法務、2014) 329頁以下。
- (15) これらは不正競争防止法による保護が図られるが、例えば営業秘密については「万人が自由に利用し得る公共財としての情報に独占的な利用を認めるかという観点からの知的財産権の保護が問題となる場面とは異なっており、情報を秘匿することにより排他的な利益を享受しうる事実状態そのもの」が保護の対象となる。森田宏樹「財の無体化と財の法」吉田=片山 (編) 前掲注 (14) 101-102頁。また、営業秘密と情報の「帰属」との関係について、「不正競争防止法 (…)」の条文上は、示した者と示された者という相対的關係のみが問題なのであって、「帰属」という媒介項は問題とされないとする田村・前掲注 (13) [知的財産法] 48-50頁はきわめて示唆に富む。
- (16) 詳細については民法学の優れた先行研究に頼りたい。特に、森田・前掲注 (15) 85頁以下、金山直樹「無体物の所有と占有」吉田=片山 (編) 前掲注 (14) 620頁以下、水津太郎「民法体系と物概念」NBL1030号 (2014) 22頁以下には多くの示唆を得た。
- (17) 道垣内弘人 (編著)『条解信託法』(光文堂、2017) 30頁。移転のできない権利、人格権等は信託の対象の財産とはならないと説明される (同31頁)。
- (18) 寺本昌広『逐条解説新しい信託法 (補訂版)』(商事法務、2008) 32頁。
- (19) 赤鹿大樹=深津拓寛「信託の対象 (信託財産) とは？」第一東京弁護士会司法研究委員会 (編)『持続可能な社会を支える弁護士と信託』(弘文堂、2012) 78頁は、データベースを金銭的価値の高まった情報の例として引きつつ、「情報それ自体についても、一般に入手可能な公開された情報でない限り、積極的な金銭的価値が認められ得る」と指摘する。
- (20) 能見善久「新信託法の意義と課題」信託230号 (2007) 23-24頁、星野豊『信託法』(信山社、2011) 44頁。
- (21) 赤鹿=深津・前掲注 (19) 77頁。
- (22) ビッグデータの4つのVには、「Volume (大量)」と「Variety (多様性)」が含まれている。
- (23) 松田和之「信託における情報の位置付け」信託法研究37号 (2012) 3頁以下。三枝健治「情報の信託「財産」性についての一考察」トラスト未来フォーラム (編)『信託の理念と活用』(トラスト未来フォーラム、2015) 16-17頁は、情報が信託財産への「帰属」が観念できる場合にのみ信託財産性が承認されるとす

- る。
- (24) S. D. Warren & L. D. Brandeis, “The Right to Privacy”, 4 Harvard Law Review 193 (1890) pp. 4ff. この論文の邦訳として外間寛（訳）「プライバシーの権利」戒能通孝＝伊藤正己（編）『プライバシー研究』（日本評論社、1962）。五十嵐清『人格権法概説』（有斐閣、2003）198頁も参照。
- (25) 竹田稔『プライバシー侵害と民事責任（増補改訂版）』（判例時報社、1998）169頁。具体的には、身体的侵入、覗き見、盗聴器の設置、私生活への干渉、私生活上著しい精神的不安に陥れる行為、等が指摘される。
- (26) 五十嵐・前掲注（24）212-213頁。ここには、前科、夫婦及び異性関係、性的プライバシー、医療情報、手紙・日記に記されたこと等が含まれる。医療情報について、例えば、被用者のHIV検査結果を当該被用者に無断で雇用企業に伝えた行為がプライバシー侵害となるとした東京地判平成7年3月30日（判時1529号42頁）を参照。
- (27) なお、アメリカにおいても「私事」はプライバシーの一内容として早くから意識されていた。プライバシー概念を整理し、理論の精緻化に貢献したW. L. Prosser, “Privacy”, 48 California Law Review 383 (1960), pp.383ff. は、プライバシーを私的領域への侵入、私事の公開、世人への誤った印象の付与、氏名・肖像の営利目的での無断使用、の4つに分類する。この分類は1977年の第2不法行為リステイトメントにも採用されている（§652）。
- (28) A. F. WESTIN, PRIVACY AND FREEDOM, Ig Publishing (reprint), New York, 1967, p.5.
- (29) 例えば、東京地判平成2年8月29日（判時1382号92頁）（「プライバシーの権利は、
- (…) 自己に関連する情報の伝播を、一定限度にコントロールすることを保障することをその基本的属性とする」。なお、同判決は、この「自己に関連する情報」は「私生活上の事柄としての生活をも併せ有する」とする）、東京地判平成5年5月25日（判時1491号102頁）（「プライバシー権は、自己に関連する情報の伝播を一定限度にコントロールすることを保障することも、その一つの内容とする」とし、同じく当該情報は「私生活上の事実としての性格を有する」とする）。
- (30) 「憲法13条は、(…) 個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を有する」。
- (31) プライバシーを自己情報コントロール権と位置づけることに否定的な裁判例として、例えば、東京地判平成18年3月31日（判タ1209号60頁）は、「個人は、その自律的に形成した個人領域に関しての情報を第三者に秘密にしておく権利を有すると言え、これがプライバシーの権利の一内容を形成するもの」（傍点は筆者による）とし、プライバシー権を「自己に関する情報をコントロールする権利」と理解した場合には「著名人が自己の氏名、肖像、姿態等の利用をコントロールする財産権と位置付けられ、その侵害に対しては通常、金銭的な填補で回復が可能で、侵害行為の差止請求権までは認め難いパブリシティの権利との外延が明確でないなどの問題が生じ得る。その上、[自己情報コントロール権として] プライバシーの権利の内容を把握したとしても、プライバシーの権利が重要な人格的利益として民事上保護される根拠は、(…) 個人尊重の原理から、個人の私生活上の平穏を確保し、当該個人の自律的に形成される個人領域を保持することを本質とすると解されるところ、既に当該

個人が当該自己情報を自ら公表していた場合には、自らの私生活上の平穩を確保し、自律的に形成される個人領域を保持する上で、当該自己情報を秘匿する必要がないと判断し、その秘匿性をいわば放棄したものと解するのが自然であるから、かかる情報については、前記プライバシーの権利の趣旨に照らせば、法的保護に値しない」とする。「自己に関する情報」のすべてではなく私的に秘匿される情報と限定するが、ここでは、その法的保護の目的があくまで個人の私生活上の平穩の確保と個人領域の保持とされている点には着目したい。パーソナル・データの利活用は、世間の耳目に煩わされることなく生活の安寧を保つことより、むしろ、個人に向けてカスタマイズされた、より利便性の高いサービスの享受といった積極的な目的である点で、対照的である。

- (32) 宮下紘『EU 一般データ保護規則』(勁草書房、2018) 324頁。なお、同原則におけるデータポータビリティ権の詳細については同112-119頁を参照。
- (33) OECD プライバシー原則はデータの収集及び利用について情報主体の同意を重視するし、これはGDPRにも見られる(例えば、前文42を参照)。
- (34) 小出邦夫『逐条解説法の適用に関する通則法 [増補版]』(商事法務、2014) 416-417頁。
- (35) 櫻田嘉章=道垣内正人(編)『注釈法の適用に関する通則法第1巻』(有斐閣、2011) 348頁 [神前禎執筆分]。
- (36) 道垣内正人「信託の準拠法及び承認に関するハーグ条約について」信託法研究12号(1988) 65頁以下、高杉直「ハーグ信託条約における法選択規則の構造」民商法雑誌104巻5号(1991) 623頁以下、早川眞一郎「信託の国際的調和」信託法研究23号(1998) 49頁以下、森田果「信託」

民商法雑誌135巻6号(2007)1018頁以下、島田真琴「国際民事信託の設定に関する諸問題」慶應法学9号(2008) 117頁以下、同「国際信託の成立及び効力の準拠法(1)」同10号(2008) 89頁以下、同「国際信託に関わる法律問題の準拠法決定基準」同11号(2008) 59頁以下、同「国際信託の成立及び効力の準拠法(2・完)」同13号(2009) 21頁以下、八並廉「信託の準拠法に関する考察：信託当事者間関係の多様化に着目して」国際私法年報15号(2013) 195頁以下、等を参照。

- (37) 道垣内・前掲注(12) 30頁。
- (38) 神前・前掲注(35) 351頁には、委託者が撤回権を留保した撤回可能生前信託を認めるか、受動信託を認めるか、信託宣言により信託を認めるか、受益者の定めのない目的信託を認めるか、信託成立の時点、等が挙げられている。
- (39) 神前・前掲注(35) 349頁、島田・前掲注(36) [慶應法学9号] 121頁。なお、英米法で定められる擬制信託(当事者間に法律行為が存在しない場合にも認められる信託の成立)については、神崎・同352頁。
- (40) 島田・前掲注(36) [慶應法学11号] 114-115頁。
- (41) 神前・前掲注(35) 351頁。なお、問題となる信託が詐欺信託として取消しの対象となるか、という問題については、詐欺行為の取消しと同様の処理となるとされる。森田・前掲注(36) 1026頁、島田・前掲注(36) [慶應法学11号] 141-142頁。
- (42) 神前・前掲注(35) 353頁は、受託者の善管注意義務、充実義務、公平義務、分別管理義務、帳簿作成義務、損失補填責任、競合行為禁止を挙げる。また、費用償還権、信託報酬請求権の存否・内容・程度もこの法による。また、委託者の権利義務として、受託者等の解任の可否、報告請求権、書類閲覧権等が挙げられて

- いる。受益者が受託者に対して有する権利も同様に信託準拠法による。その他の関係人として信託管理人や信託監督人が指摘され、その選任や要件についても同様に信託準拠法による。
- (43) 神前・前掲注(35) 354頁。なお、信託準拠法上信託関係人として成年であることが要請される場合、その者が成年に達しているかどうかは、法適用通則法4条より、その者の本国法によることになる。
- (44) 神前・前掲注(35) 354頁以下。物権準拠法との適用関係について、詳細は、特に田中美穂「信託準拠法と信託財産準拠法の適用関係について」近畿大学法学58巻4号(2011)1頁以下を参照。また、相続準拠法との関係については、早川眞一郎「信託と相続の交錯」池原季雄(編)『国際信託の実務と法理論』(有斐閣、1990)112頁以下。
- (45) 田中・前掲注(44) 12頁以下。
- (46) 神前・前掲注(35) 355頁。
- (47) 田中・前掲注(44) 13頁。ただし、「個別準拠法は総括準拠法を破る」原則から、その範囲は信託財産準拠法の許容する範囲に限られる(同16-17頁)。
- (48) 神前・前掲注(35) 355-356頁。森田・前掲注(36) 1026-1029頁は「信託財産をめぐる優先秩序の問題」として信託財産準拠法に送致する。
- (49) 神前・前掲注(35) 356頁、田中・前掲注(44) 17-18頁。
- (50) ただし、すでに述べたように、「信託」の語を用いてはいるものの、情報信託は実際には委任のようなものと言えるように思われる。なお、信託財産の独立性の問題は、情報主体への人格権的な帰属というパーソナル・データ特有の性質を考慮すれば、受託者の他の財産と混同する状況は考えづらいようにも思われる。他の情報主体から預かった情報との統合で新たにデータとして価値が生じるとき、かようなビッグデータの処理が許容されるか、といった問題は生じるかも知れない。このような場合には従来の信託財産の独立性の問題に関する理論を準用する可能性は否定はできないが、現在構想されている情報信託制度における情報銀行の機能はデータの第三者への提供であり、情報銀行自体によるデータ処理はいまのところ想定されていない。
- (51) 溜池良夫『国際私法講義(第3版)』(有斐閣、2005)533頁。山田録一『国際私法(第3版)』(有斐閣、2004)559頁も参照(氏名に関する記述ではあるが、「氏名権なる一種の人格権に関するものであるから、一般原則としては本人の属人法による」とする)。
- (52) 人格権の文脈では、侵害準拠法が中心的に論じられ、その場合に人格権それ自体の準拠法が先決問題的に概念されることには否定的な論調があることが想起される。五十嵐・前掲注(24) 294-295頁、櫻田=道垣内・前掲注(35) [出口耕自執筆分] 493-494頁、出口耕自「国際私法上における名誉毀損」上智法学論集38巻3号(1995)152-153頁。比較法的に見ても、属人法を原則としつつも、実際に問題が生じる場合にはその準拠法によらしめる傾向が見られる。例えば、人格権に関する明文規定を持つ1995年イタリア国際私法は、人格権の問題は原則として本国法によるとしつつも(24条1項)、婚姻・離婚等の家族関係から人格権の問題が生じる場合(同項但書)や権利侵害(同条2項)の場合には、属人法の原則を離れ、問題となる家族関係の準拠法ないし侵害準拠法によると定める。
- (53) 佐藤やよひ「サルバドール・ダリ事件」コピーライト514号(2004)30頁も参照。
- (54) 江口順一=茶園成樹「国際取引と知的財産」松岡博(編)『現代国際取引法講義』(法律文化社、1996)183頁等。

- (55) 櫻田 = 道垣内・前掲注 (35) [道垣内正人執筆分] 642頁。
- (56) 拙稿「著作者人格権の処分可能性の準拠法について」金沢法学60巻1号(2017) 147頁以下も参照されたい。
- (57) 「自分の情報を相手に預けるときに、ある種の信託的な関係を取り結ぶ」プライバシーを提案する山本理顕 (他)「復興の原理としての法、そして建築」駒村圭吾 = 中島徹 (編)『3.11で考える 日本社会と国家の現在』(日本評論社、2012) 202頁 [駒村圭吾発言] はきわめて示唆

的である。アメリカにおける議論として、J. M. Balkin, "Information Fiduciaries and the First Amendment", 49 UC Davis L. Rev. 1183, 1223 (2016) を参照。また、邦語文献として、齊藤邦史「信託義務としてのプライバシー保護」情報通信学会誌36巻2号(2018) 127頁以下。

- (58) A. E. WALDMAN, PRIVACY AS TRUST: INFORMATION PRIVACY FOR AN INFORMATION AGE, Cambridge University Press, 2018, pp. 49ff.

(はが・ゆりこ)